

東日本大震災により発生した被災地の廃棄物の処理に関する基本合意書

岩手県、大阪府及び大阪市は、東日本大震災の被災地である岩手県の早期復旧・復興に必要不可欠な被災地の廃棄物の処理を、安全性を確保し、相互に協力して実施するための基本的な事項について、下記のとおり合意する。

記

- 1 対象とする被災地の廃棄物は、岩手県の木くず等可燃物（放射性セシウム濃度が1キログラム当たり100ベクレル以下のものに限る。）とし、処理期間は平成26年3月31日まで、処理量の上限を36,000トンとする。
- 2 岩手県は、大阪府が用意する密閉型コンテナに被災地の廃棄物を封入し、岩手県内の港湾施設まで陸上輸送し、船舶に積み込むこととする。
- 3 大阪府は、前項の密閉型コンテナを岩手県内の港湾施設から海上輸送し、陸揚げ・積み替えを行った上で、大阪市環境局舞洲工場まで陸上輸送する。
- 4 大阪市は、被災地の廃棄物を大阪市環境局舞洲工場にて焼却し、その焼却灰を大阪市環境局北港処分地まで陸上輸送し、同処分地で埋立てを行う。
- 5 放射性物質濃度の測定など、安全性確認のための調査等は、岩手県、大阪府及び大阪市が協力・分担して行う。
- 6 上記各項に掲げる被災地の廃棄物の処理等に要する費用は、岩手県が負担する。

平成24年8月3日

岩手県盛岡市内丸10番1号

岩手県

岩手県知事

達増拓也

大阪府大阪府中央区大手前二丁目1番22号

大阪府

大阪府知事

松井一郎

大阪府大阪市北区中之島一丁目3番20号

大阪市

大阪市長

橋下徹